

■ 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	降任	免職	休職	降給	計
心身の故障	0	0	1	0	1

分限処分：職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、
職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分。

(2) 懲戒処分

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
地方公務員法などに違反	0	0	0	0	0

懲戒処分：職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分。

■ 職員のサービスの状況

(1) 営利企業などの従事許可申請の状況

許可件数	26 件（農林業センサスの調査員などが含まれます）
------	---------------------------

※規則により任命権者が認める場合に限り、例外的に営利企業などに従事する許可を得ることができます。

(2) 職務専念義務免除の状況

区 分	承認件数
研修を受ける場合	3 件
その他特別の事由がある場合	18 件 (9 件)

※法律または条例の定めに該当する場合、限定的にその職務専念義務免除が認められています。

■ 職員の研修および人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況（職種別研修を除く主なもの）

研修機関	研修区分	研修内容	受講者
こうち人づくり 広域連合	階層別	新規採用、5 年目、10 年目、係長、課長補佐、課長、基本研修（一般）、基本研修（管理職）	62
	能力向上・開発	地方自治法、法務能力向上、複式簿記、契約事務、後輩指導、住民対応力向上、接遇など	33

※その他の研修機関や町独自での研修も開催しています。詳細は四万十町公式 HP をご覧ください。

(2) 人事評価の状況

平成 28 年度から、職員の能力と業績に基づく人事評価制度を本格実施し、その評価結果を勤勉手当と昇給に反映しています。また、人事異動、人材育成などに活用しています。

勤勉手当と昇給への反映状況（令和 6 年度の評価結果の反映）

	勤勉手当			昇給		
	上位	標準	下位	上位	標準	下位
分布率	0.00%	98.85%	1.15%	0.00%	99.43%	0.57%

■ 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の状況

事項		対象者	実施金額
四万十町	法定健康診断	希望職員	191,180 円 (10,417 円)
高知県市町村互助会	給付事業・短期人間ドックの利用助成・ 保養施設利用助成・厚生事業・貸付事業・ 退職福祉部事業・団体定期保険事業	該当職員 希望職員	24,184,420 円 (内会員掛金額) 14,243,160 円
【特記事項】 高知県市町村互助会会員数 637 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）			

(2) 公務災害補償の申請状況

区 分	件 数	公務災害の概要
公務災害	1 件	交通事故

■ 高知県人事委員会からの状況報告

職員の勤務条件に関する措置の要求	要求件数 0 件
職員に対する不利益処分に関する不服申立	申立件数 0 件

「四万十町人事行政の運営等の状況」を公表

「四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、
四万十町における「令和 6 年度人事行政の運営等の状況」を公表します。

■ 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

部 門 \ 区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		6 年	7 年		
一般行政	議 会	3	3	0	
	総 務	37	37	0	・職員派遣による減（▲ 1） ・育休職員補填（1）
	企 画	14	13	▲ 1	・事務配分の見直し（▲ 1）
	住 民	16	16	0	
	税 務	13	13	0	
	民 生	62 (10)	66 (9)	4 (▲ 1)	・事務配分の見直し（1） ・保育所の体制強化（3）
	衛 生	20	20	0	
	農林水産	23	20	▲ 3	・事務配分の見直し（▲ 3）
	商 工	17	16	▲ 1	・事務配分の見直し（▲ 1）
	土 木	17	17	0	
	小 計	222 (10)	221 (9)	▲ 1 (▲ 1)	
特別行政	教 育	26 (2)	25 (2)	▲ 1 (0)	・職員の退職不補充（▲ 1）
公営企業 等会計	病 院	28 (1)	28 (1)	0 (0)	
	水 道	4	5	1	・公営企業会計の体制強化（1）
	下水道	1	1	0	
	その他	68 (10)	68 (9)	0 (▲ 1)	
	小 計	101 (11)	102 (10)	1 (▲ 1)	
合 計		349 (23)	348 (21)	▲ 1 (▲ 2)	

（注） 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く）を除く。下線については法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号（フルタイムの会計年度任用職員）に掲げる職員数です（以下同じ）。

(2) 任用・退職の状況

任 用	事務職	保健師	保育士	保育所 調理師	医師	介護福祉士	計
	6	1	1	1	2	1	12
退 職	普通退職		定年退職		その他（再任用任期満了による者）		計
	12		4		1		17

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する状況

正規の勤務時間	休憩時間
7 時間 45 分（週 38 時間 45 分） 8:30 ～ 17:15	12:00 ～ 13:00

■ 職員の休業に関する状況

区 分	付与日数	取得状況	備考
有給休暇	年間 20 日 (17.9 日)	平均 13.1 日 (17.1 日)	R6.1.1 ～ R6.12.31 (R6.4.1 ～ R7.3.31)
夏季休暇	3 日 (3 日)	平均 2.9 日 (2.9 日)	
育児休業	子が 3 歳に達するまでの期間	取得者数 15 人	無給